

塩尻市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩尻市犯罪被害者等支援条例（令和5年塩尻市条例第21号）第12条の規定に基づき、犯罪被害者又はその遺族に対し、予算の範囲内で見舞金を支給することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、医師により当該負傷又は疾病の療養に1月以上の期間を要すると診断されたものをいう。

(見舞金の種類等)

第3条 見舞金の種類、支給対象者及び支給額は、次の表のとおりとする。

種類	支給対象者	支給額
遺族見舞金	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族（次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。）であって、当該犯罪行為が行われた時から引き続いて市内に住所を有するものその他市長が認めるもの	30万円（重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合には20万円）
重傷病見舞金	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時から引き続いて市内に住所を有するものその他市長が認めるもの	10万円

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の当時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあるときは、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

（見舞金を支給しないことができる場合）

第5条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の支給申請）

第6条 遺族見舞金の支給を受けようとする者（以下「遺族見舞金申請者」という。）は、塩尻市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し

(2) 遺族見舞金申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を

- 明らかにすることができる戸籍の謄本その他の証明書又はその写し
- (3) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し
 - (4) 遺族見舞金申請者が配偶者以外の遺族であるときは、自分よりも先順位の遺族がいなかったことを証明することができる書類又はその写し
 - (5) 遺族見舞金申請者が第4条第1項第2号に掲げる遺族であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類又はその写し
 - (6) 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金受給代表者決定通知書（様式第2号）
 - (7) 第4項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類又はその写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者（以下「重傷病見舞金申請者」という。）は、塩尻市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- (1) 重傷病に関する医師の診断書の写し
 - (2) 重傷病見舞金申請者の住民票の写し
 - (3) 第4項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類又はその写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第1項又は第2項の規定による申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、当該申請をすることができる。

（見舞金の支給決定）

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、塩尻市犯罪被害者等見舞金支給決定・却下通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（見舞金の支給決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、見舞金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当

するときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した見舞金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により見舞金の支給決定を受けたとき。
 - (2) 第3条及び第4条に規定する要件に該当しないこと又は第5条の規定に該当することが判明したとき。
 - (3) その他見舞金の支給が不適當と認められるとき。
- (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月22日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

塩尻市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

申請者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄
電話番号

次のとおり塩尻市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）を支給されるよう関係書類を添えて申請します。

犯 罪 被 害	犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午前・午後 時頃	
	犯罪行為の行われた場所			
	犯 罪 被 害 者	フリガナ		
		氏 名		
		生 年 月 日	年 月 日生	
		住 所		
		死 亡 年 月 日	年 月 日	
	犯罪被害の発生状況			
取扱捜査機関		都道府県 警察署		
他 の 第 一 順 位 遺 族	氏 名	犯罪被害者 との続柄	住 所	
備 考				

見舞金の支給が決定された場合は、次の口座に振り込んでください。

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 信用組合 信用金庫 農協	支店名	本店・支店 本所・支所 出張所
	口座の種類	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

見舞金の支給の審査に必要な範囲で、犯罪被害の状況その他の事項を警察その他の関係機関に照会すること及び資格確認のための資料を職員が閲覧することに同意します。
（氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。）

氏名 印

添付書類

- 1 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- 2 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本その他の証明書又はその写し
- 3 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し（住民票の写しなど）
- 4 申請者が配偶者以外の遺族であるときは、自分よりも先順位の遺族がいないことを証明することができる書類又はその写し（先順位の遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の抄本など）
- 5 申請者が、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し
- 6 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金受給代表者決定通知書（様式第2号）
- 7 申請期限を経過しているときは、申請期限内に申請をすることができなかったやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類又はその写し（医師の診断書、申述書など）
- 8 その他市長が必要と認める書類

遺族見舞金受給代表者決定通知書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

代表者 住 所
氏 名 印
犯罪被害者との続柄
電話番号
（氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。）

私は、塩尻市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の支給を受けるべき第 1 順位の遺族を代表し、遺族見舞金を受領する者に指定されたことを通知します。

なお、以下に署名した第 1 順位の遺族以外に、新たな第 1 順位の遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決することを誓約します。

私は、上記の者が遺族見舞金の支給を受けるべき第 1 順位の遺族を代表して、塩尻市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）を受領することに同意します。			
氏 名	犯罪被害者との 続柄	住 所	電話番号
印			
印			
印			
印			
印			

※氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第3号（第6条関係）

塩尻市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり塩尻市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）を支給されるよう関係書類を添えて申請します。

犯 罪 被 害	犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午前・午後 時頃	
	犯罪行為の行われた場所			
	犯 罪 被 害 者	フリガナ		
		氏 名		
		生 年 月 日	年 月 日生	
		住 所		
	犯罪被害の発生状況			
	負傷し、又は疾病にかかった日		年 月 日	
	療 養 の 期 間		年 月 日～ 年 月 日	
	負 傷 又 は 疾 病 の 状 態			
	取 扱 捜 査 機 関		都道府県 警察署	
備 考				

見舞金の支給が決定された場合は、次の口座に振り込んでください。

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 信用組合 信用金庫 金庫 農協	支店名	本店・支店 本所・支所 出張所
	口座の種類	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

見舞金の支給の審査に必要な範囲で、犯罪被害の状況その他の事項を警察その他の関係機関に照会すること及び資格確認のための資料を職員が閲覧することに同意します。
（氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。）

氏名 印

添付書類

- 1 医師の診断書の写し
- 2 申請者の住民票の写し
- 3 申請期限を経過しているときは、申請期限内に申請をすることができなかったやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類又はその写し（医師の診断書、申述書など）
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 7 条関係）

塩尻市犯罪被害者等見舞金支給決定・却下通知書

塩尻市指令 第 号

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のありました塩尻市犯罪被害者等見舞金の支給について、次のとおり決定・却下したので通知します。

見舞金の種類	
見舞金支給決定額	円
却下の場合その理由	

年 月 日

塩尻市長 印

偽りその他不正な手段により見舞金の支給決定を受けたと認めるとき及び見舞金の支給の資格を有しないことが判明したときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した見舞金の全部若しくは一部の返還を命じます。